

## 『「仕事と生活の調和」の実現に向けた労働時間対策の概要について』

## 厚生労働省北海道労働局 労働基準部長 高城 久雄 (たかぎ・ひさお)

略歴: 昭和30年1月生。昭和52年4月労働省採用。三重労働基準局安全衛生課長、栃木労働基準局賃金課長、石川労働局労働基準部長、山形労働局総務部長、厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室長補佐、宮城労働局労働基準部長を歴任、平成23年7月より北海道労働局労働基準部長。



政府の新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)においては、ワーク・ライフ・バランスの実現(年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮)に取り組むことが盛り込まれている。

また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」についても、平成22年6月29日の政労使トップ合意により改定され、2020年(平成32年)までの数値目標として、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を10.0%(2008年)から5割減」、「年次有給休暇取得率70%」等の新たな目標が設定されている。

労働基準行政においては、これらの趣旨を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けて、個々の労働者の健康や生活に配慮するとともに多様な働き方に対応した労働時間等の設定の改善を促進することを労働時間対策の基本としている。

労働時間をめぐる現状等をみると、①いわゆる正社員等については、年間総実労働時間が2,000 時間前後で推移しており、週労働時間60 時間以上の雇用者の割合も依然高いこと、②年次有給休暇の取得率が依然5割を下回る水準であること、更に、③長期間にわたる長時間の業務等に起因した脳・心臓疾患等に係る労災認定件数がなお高水準で推移していること等が認められる。

このような情勢下においては、長時間労働の抑制等により、労働者が心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせることなどにより、心身ともに充実した状態で意欲と能力を発揮できる環境を整備していくことが必要であると考えられる。

この実現のため、労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成に取り組むとともに、労働時間等の設定の改善を促進するために「労働時間等見直しガイドライン」の周知、取組をすすめる中小企業団体や事業主に対する助成金の活用の勧奨等を通じて、企業の取組の促進を図ることとしている。

これらの具体的推進対策としては以下のとおりである。

労働基準監督官等による労働基準法の履行確保のための監督指導の実施は、ワーク・ライフ・バランスの実現のみに目的を留めるものではなく、労働基準法の履行確保を図ることが最終目的であるが、法定労働時間の遵守、賃金不払い残業の排除、長時間労働の抑制、所定外労働の削減等を図っていくことが重点対策として含まれており、これらの対策を展開することが質量とも最も効果的な対策である。

また、北海道労働局労働基準部に配置された労働時間設定改善コンサルタントによる事業場への訪問活動によって、労働時間等設定改善委員会の設置等による労働時間等設定改善実施体制の整備、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減、弾力的労働時間制度の普及促進・適正な運用の確保についてきめ細やかな指導、周知啓発活動を行っている。

なお、これらの対策を推進するに当たっては、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)に基づく事業者が講ずべき措置の中の労働時間等に係る措置の周知徹底・指導等と密接な関連をもって実施している。

さらに、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るため積極的な広報活動を実施しているが、特に 北海道においては各市町村や経済団体等368の機関の協賛により毎年6月を年次有給休暇取得促進月間と位置づけ、休暇の取得促進を図っている。